

# 意見書

令和 6 (2024) 年 1 月 25 日

東京女子医科大学 医学部

講師 辻村貴子



高松高等裁判所令和 5 (2023) 年 7 月 13 日判決（以下、「本件控訴審判決」とする）における国家賠償法上の違法に対する判断につき、下記の通り意見を申し述べます。

## 第 1. 意見の趣旨

行政による食品安全に関する情報提供活動のあり方及び公表の違法性が問われた O-157（大阪）高裁判決<sup>1)</sup>は、公表の違法性判断に当たっては、公表目的の正当性、公表内容の性質、その真実性、公表方法・態様、公表の必要性と緊急性等を踏まえて、公表することが真に必要であったか否かを検討し、その際公表することによる利益と不利益の両者を比較衡量し、公表が正当な目的のための相当な手段といえるかどうかを検討すべきであると示している。O-157 事件（東京）高裁判決<sup>2)</sup>も行政による公表は、なんらの制限を受けないものではなく、目的、方法、生じた結果の諸点から、是認できるものであることを要し、これにより生じた不利益につき注意義務に違反するところがあれば、国家賠償法 1 条 1 項に基づく責任が生じることは避けられないと示している。社会的相当性を欠いた行政による公表が、公表される者にとって社会からの信用評価を失墜させ、継続的かつ深刻な悪影響と損害を及ぼす危険があることは、一般的にも十分認識されているところである。新型コロナウイルス感染症パンデミックのような公衆衛生上の緊急事態発生時には、未知の感染症に対する人々の感染不安や各々の正義感等から価値観の対立や衝突が平時よりも生じやすくなるところ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10（1998）年法律第 114 号）

（以下「感染症法」とする。）は基本的人権の尊重をはじめ感染者及びその関係者に対する偏見差別への配慮に特段の留意を求めてきた。感染症に関する情報の公表判断に際して、公権力の行使にあたる者には、公衆に対して誤った印象や危険があるといった誤解が発生しないようにすること、公表された者に対する誹謗中傷や偏見差別といった感染症に関連した差別的取扱いが生じないよう特段の配慮が求められる。

このような認識に基づき、当意見書は、本件控訴審判決の内容について、令和 2(2020) 年 7 月 31 日の本件店名公表当時すでに新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見差別の発生が社会的に問題視され、偏見差別等が生じないよう注意が払われる

<sup>1)</sup> 大阪高判平成 16（2004）年 2 月 19 日（訴務月報 53 卷 2 号 541 頁）。

<sup>2)</sup> 東京高判平成 15（2003）年 5 月 21 日（高等裁判所民事判例集 56 卷 2 号 4 頁）。

べきことが十分認識されていた背景の下で、公表することによる利益と不利益の比較衡量を十分なしたとしても県知事による本件店名公表に社会的相当性を認めることはできないこと、さらに公表によって生じる不利益をその後も可及的に減少させなかつたことは、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くしておらず、本件控訴審判決における国家賠償法 1 条の違法の判断に誤りがあることを理由として、同判決の破棄が相当であることを、下記の通り申し述べる次第である。

## 第 2. 意見の理由

### 1. 公表に伴う人権配慮の必要性

我が国ではハンセン病をはじめとして、後天性免疫不全症候群の患者等に対する不当な差別的扱いならびに偏見差別<sup>3)</sup>が社会において長年問題視されてきた。ハンセン病をめぐる一連の裁判例等を通じて、不当な差別的取扱いならびに偏見差別が憲法下で人格権の侵害となることのほか、国・地方公共団体においては感染症ならびに感染症対策に関する正しい情報を適切に社会に発信することの重要性が高いこと、情報の発信に際して偏見差別につながることがないよう広く社会的影響までもを考慮した運用の必要があることが指摘されてきたところである。

感染症法制定に際しては、基本的人権の尊重をはじめ特に感染者およびその関係者に対する偏見差別への配慮の必要が唱えられ<sup>4)</sup>、「個人情報の保護に万全を期す」<sup>5)</sup>とともに、「感染症予防のための情報を公表する際には個人情報の保護に留意する規定を設けることなど、現行のエイズ予防法にはない規定を設けることにより、感染症患者に対する人権の配慮、個人情報の保護に留意」<sup>6)</sup>することが念頭におかれた。その前提の下で本件控訴審判決を読むと、「感染者等の関係者は、当該公表により差別、偏見、風評被害等の不利益を受ける可能性のあることからすると、被控訴人による公表は、何らの制限を受けないものではなく、公表目的の正当性、公表の必要性および公表方法の相当性の諸点に照らして相当なものでなければならず、」(本件控訴審判決 12 頁 13 行) と示すものの、「当該公表により差別、偏見、風評被害等の不利益を受ける可能性

<sup>3)</sup> ハンセン病患者ならびにその家族が受けた不当な差別的取扱い、偏見差別については、ハンセン病をめぐる一連の裁判例：熊本地判平成 13 (2001) 年 5 月 11 日 (判例時報 1748 号 30 頁、ハンセン病国賠訴訟)、熊本地判令和元 (2019) 年 6 月 28 日 (判例時報 2439 号 7 頁、ハンセン病家族訴訟)、熊本判決令和 2(2020) 年 2 月 26 日、菊池事件国賠訴訟判決) のほか、後天性免疫不全症候群や血友病患者に対する非加熱血液製剤治療による薬害被害者への差別については徳田靖之「感染症と差別」かもがわ出版 (令和 4 (2022) 年) が詳しい。

<sup>4)</sup> 公衆衛生審議会伝染病予防部会基本問題検討小委員会「新しい時代の感染症対策について 報告書」(平成 9 (1997) 年 12 月 8 日)。

<sup>5)</sup> 「『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案』及び『検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案』に対する附帯決議」(衆議院国民福祉委員会、平成 10 (1998) 年 4 月 30 日)

<sup>6)</sup> 第 142 回国会参議院国民福祉委員会第 7 号 (小林秀資厚生省保健医療局長発言 (平成 10 (1998) 年 4 月 14 日)。

のあること」について詳細に検討がなされているとはいえない。そこで、本件店名公表当時の新型コロナウイルス感染症に基づく偏見差別に関する社会的な動向を把握した上で、公表目的の正当性、必要性、相当性等に関する国賠法上の違法について検討を進める。

## 2. 本件店名公表当時の感染症偏見差別等に関する社会的動向

県知事による本件店名公表は令和 2 (2020) 年 7 月 31 日になされた。その 5 か月前、同年 2 月下旬には大型クルーズ船（ダイヤモンド・プリンセス号）の横浜港寄港時に、DMAT として船員乗客への医療対応にあたった医療従事者が周囲から「バイ菌」と呼ばれる、子どもの保育園等から登園自粛を求められたなど不当な差別的取扱いを受けたことが明るみになり、日本災害医学会が声明<sup>7)</sup>を出したほか、同時期以降、新聞報道やマスメディアを通じて感染者等に対する不当な差別的取扱いの発生はたびたび問題視され、社会的にも広く認識されつつあったといえる<sup>8)</sup>。令和 2 (2020) 年 2 月に設置された政府「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」でも、同年 3 月 19 日、4 月 22 日、5 月 1 日、5 月 4 日、5 月 14 日と再三にわたり感染者やその周囲の関係者に対する偏見・差別的言動の抑止について注意が喚起されていた。中でも、4 月 22 日の同専門家会議では「偏見や不安は、感染者やその家族の日常生活を困難にするだけでなく、感染者やその家族に過度な不安や恐怖を抱かせること、感染した事実を表面化させることについて、本人が躊躇したり、周囲の者から咎められたりする事態に及び、そのために周囲への感染の報告や検知を遅らせ、それによって更なる感染の拡大につながりかねないこと」<sup>9)</sup>、5 月 14 日の同専門家会議では「感染者等に対する偏見や差別は、絶対にあってはならないものであり、政府や地方公共団体は、悪質な偏見や差別の撲滅に向け、疾患に対する正しい認識の周知に努めるとともに、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切に取り組むべきである」<sup>10)</sup> ことが指摘されていた。

他方、都道府県知事の全国的連合組織である全国知事会においても、本件店名公表の以前より感染のまん延防止と同時に感染者等に対する偏見差別を防ぐことへの対策

<sup>7)</sup> 日本災害医学会理事会「新型コロナウイルス感染症対応に従事する医療関係者への不当な批判に対する声明」令和 2 (2020 年) 2 月 22 日。

<sup>8)</sup> 新聞報道等で明らかにされた感染者等への差別的取扱いにつき網羅的にまとめたものとして、矢野治世美「感染症と人権－新型コロナウイルス感染症をめぐる差別－」水俣学研究 11 号 21-41 頁 (2022 年) 参照。

<sup>9)</sup> 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の情況分析・提言」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000624048.pdf> (最終閲覧日令和 6 (2024) 年 1 月 16 日)。

<sup>10)</sup> 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の情況分析・提言」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000630600.pdf> (最終閲覧日令和 6 (2024) 年 1 月 16 日)。

は注力されていた。全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部は令和2(2020)年4月30日に、「風評被害の防止と個人情報保護の徹底について」として、「感染者やその家族、また、治療に当たる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者等に対する偏見や差別につながる行為は決して許されるものではない。特に、感染者やその家族の個人情報の追及や、SNS等による拡散のおそれは深刻であり、…こうした状況を踏まえ、…人権や風評被害に配慮した対策を、法的措置を含め講じること。」を指摘していた<sup>11)</sup>。同時期(令和2(2020)年4月5月)に、徳島県は高速道路やパチンコ店、観光施設などに来た県外ナンバーの車両台数を数える調査を実施しており、調査後に「県外車への誹謗中傷、暴言、投石、あおり運転が見られるようになった」ことを県知事自身が記者会見で認めている<sup>12)</sup>。

ところで、憲法14条1項の規定は、社会の中における差別や差別に基づく排除の発生ならびにその助長を国民に対して禁止するという側面と、国民への合理性を欠く不平等な取扱いを公権力に対して禁止するという側面の2つの内容を示すものである。この点において、我が国では過去に国内第1例目のエイズ患者の発生が報告された後に、男性同性愛者集団の公的施設宿泊使用拒否の是非が問われた裁判例において、公権力の行使に当たる者に対して、「無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないこと」が指摘されている<sup>13)</sup>。

感染症法16条1項は、厚生労働大臣及び都道府県知事は、収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の情況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表すべきことを定めている。厚生労働省は令和2(2020)年2月27日に「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」<sup>14)</sup>(以下「基本方針」とする。)にて、感染症に関する情報公表について感染症法16条を踏まえて取りまとめられたものであることを確認した上で、基本方針を参考にするよう求めており、さらに令和2(2020)年7月28日付事務連絡<sup>15)</sup>は基本方針が情報の公表について感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないようにするなどの配慮を必

11) 全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部「新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言」令和2(2020)年4月30日

<https://www.nga.gr.jp/item/material/files/group/2/20200430%20kinkyuteigen.pdf> (最終閲覧日令和6(2024)年1月16日)。

12) 「コロナ感染客が立ち寄った」県知事の店名公表で客足は途絶えた…老舗ラーメン店主の絶望 行政の対応は本当に妥当だった?今考えたい感染症対策 <https://www.ats.com/sp/news/article/national/1394861.html?lbl=861> (最終閲覧日令和6(2024)年1月19日)。

13) 東京高裁平成9(1997)年9月16日判決(判例タイムズ986号206頁)。

14) 厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」(令和2(2020)年2月27日)。

15) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について(補足)」(令和2(2020)年7月28日)。

要とすることを再確認し、当該場所の名称を公表する場合を含めて関係者の同意を必要とするものではないことを、補足したものである。

本件控訴審判決は感染症法 16 条に基づく公表の同意の問題を判断しているが、本件店名公表当時、すでに新型コロナウイルス感染症にまつわる偏見差別や逸脱事象の発生が社会の中で認識され問題視されつつあった中で、本来であれば「感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするため」<sup>14), 15)</sup> を目的とした情報公表が、公表する項目や内容によっては本来目的から大きくかけ離れ、住民にとって差別的言動を生み出す方向にはたらく可能性<sup>16)</sup> があることは当時十分予見できたといえる。当時徳島県知事は全国知事会会長として全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部長も務めていたのであるから、感染症の情報公表に伴う偏見差別ならびに風評被害を発生させてはならないこと、社会的相当性を欠いた情報の公表は公表された者があたかも感染源であるかのような誤った印象を公衆に形成させ、このことが公権力による偏見差別の助長につながりうることについて、県知事として令和 2 (2020) 年 7 月 31 日の本件店名公表当時、自覚的に捉えるべき立場にあつたと指摘することができる。

### 3. 本件店名公表の社会的相当性

本件控訴審判決は、「被控訴人は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るために必要な情報である限り、関係者が同意をしていない場合でも対象となる場所の名称を含めて公表することができるものの、他方で、感染者等の関係者は、当該公表により差別、偏見、風評被害等の不利益を受ける可能性のあることからすると、被控訴人による公表は、何らの制限を受けないものではなく、公表目的の正当性、公表の必要性および公表方法の相当性の諸点に照らして相当なものでなければならず、仮に被控訴人の公表が上記の観点から是認できず、その公表により関係者に何らかの損害が生じた場合には、被控訴人は、当該関係者に対して、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、公表により生じた損害を賠償する責任を負うものというべきである。」(本件控訴審判決 12 頁 10 行目以下) と判断した上で、公表目的の正当性、公表の必要性、公表方法の相当性の諸点について検討し、いずれも妥当であったと認めた上で本件飲食店側の控訴を棄却している。

#### 1 ) 公表目的の正当性

本件控訴審判決は、本件店名公表の目的について「感染症のまん延防止や不安の緩和等の観点からも正当なものであったと認められる。」(控訴審判決の 13 頁 3 行) とす

---

<sup>16)</sup> 永井亜希子ほか「地方自治体における COVID-19 感染者に関する情報公表の実態：2020 年 1 月～8 月の公表内容の分析」『日本公衆衛生雑誌』69 卷 7 号 554-567 頁（令和 2 (2022) 年）には他の自治体による情報公表の実態が挙げられており、同論文も同様の指摘をする。

る。しかし、本件飲食店立ち寄り後に感染が確認された者の実際の滞在時間は 20 分と極めて短時間であること、感染者が立ち寄った 7 月 26 日から本件店名公表まで 5 日が経過し、公表前日の 7 月 30 日には本件飲食店従業員全員に対する PCR 検査の結果、全員陰性であることがすでに確認されていたこと、ラーメン店という業種形態上、密閉環境ではなく常時換気がなされた環境にあったことの諸点から、他の不特定の客に感染が拡大した可能性は極度に低いことが考えられる状況にあったといえる。そのような状況下における本件店名公表は、基本方針が定める情報公表の本来目的「感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするため」<sup>14)</sup> ,<sup>15)</sup> につながるとは言い難い。むしろ、令和 2 (2020) 年 7 月 31 日当時、県民の間で感染症に対する偏見差別が容易に生じうる危険が高かったという背景の下で、県知事が店名を公表したことは本件飲食店に対する誤った印象と不安を公衆に対して広く憎悪させたといえ、公表目的に正当性があったとは認めがたい。

## 2) 公表の必要性

O-157 (大阪) 高裁判決は、「本件各報告公表（中間報告・最終報告の各公表）が違法であるかどうかを判断するに当たっては、公表の目的の正当性、公表内容の性質、その真実性、公表方法・態様、公表の必要性と緊急性等を踏まえて、公表することが真に必要であったか否かを検討し、その際、公表することによる利益と公表することによる不利益とを比較衡量し、その公表が正当な目的のための相当な手段といえるかどうかを検討すべきである。」<sup>1)</sup> としている。

本件控訴審判決は、県知事による本件店名公表による利益と公表することによって生じた不利益の比較において、公表することによる利益として「本件店名公表の時ににおいては、本件飲食店において本件感染者に接触した可能性のある者を把握できておらず、本件感染者から不特定多数の客への感染拡大の危険性が疑われる状況にあったといえる。そうすると、本件感染者が本件飲食店に滞在した時期に、同所に居合わせた不特定多数の客の注意を喚起し、本件感染者と接触した可能性のある者を把握したり、本件感染者と接触した可能性があることを認識した者が自主的に新型コロナウイルス感染症をまん延させないための適切な行動をとり得るようにするために、本件店名公表の必要性は高いとする。しかしながら、県知事による本件店名公表時の具体的な文言は「26 日の日曜日、立ち寄られた藍住町の飲食店、このお名前でありますが、同意をいただけました。『王王軒本店』であります。」というものであった。本来的には、質疑応答がなされなくとも本来の公表目的を達するための情報が提供される必要があると考えられるところ、その後の質疑応答における質問者と知事のやりとりの中でも、たとえば「7 月 26 日午後 17 時～17 時 20 分頃に本件飲食店に滞在した利用者」などのように、濃厚接触者に対して注意を喚起する方法がとられていたとは認められない。

一方、本件店名公表後に本件飲食店に対しては「コロナ軒に改名しろ」「ラーメン、

コロナ抜きで」といった誹謗中傷がインターネット上に次々と書き込まれている<sup>12)</sup>。本件飲食店店主は本件店名公表後に「恐ろしいくらいの失望感と恐怖心に襲われ途方にくれてしまったことを今でも思い出します。知事による店名公表後、…嘘であるかのように客足がぱったりと止まり、翌日8月1日の土曜日からは更に言葉に表せない状況が待っていました。ここは危険地帯か、縄でも張られているかのような空気があり、本当に苦しい時間が続きました。」(令和4(2022)年2月17日の意見陳述書)、さらに公表から3年近く経過後も「苦しい時間は今も続いています。」(令和5(2023)年5月18日の意見陳述書)と心情を述べている。令和2(2020)年2月下旬以降、新型コロナウイルス感染症に基づく偏見差別、不当な差別的取扱いの発生とその抑止の必要性が社会的に十分な認識を得ていた社会背景の下で、県知事の本件店名公表は本件飲食店に対して、①信用の失墜による財産的損害、②SNS(ソーシャルネットワークサービス)やインターネット等での匿名言論による誹謗中傷に継続的にさらされる危険、③本件店主ならびに従業員に対して「社会的スティグマ」<sup>17)</sup>を将来にわたり永続的に付与する危険を与え、深刻な権利侵害を及ぼしかねず、④本件飲食店側に帰責事由がないにも関わらず、本件飲食店が感染源であるとの誤った印象を公衆に与え、偏見差別意識を形成させる危険、⑤本件飲食店だけでなく同様の業種形態の飲食店に対する風評被害も少なからず発生させる、という具体的かつ現実的な不利益が生じると考えられる。十分な必要性を欠いた情報の公表は、ともすれば公権力に起因する形で社会に偏見差別を醸成させてしまうことにつながりかねない。県外ナンバー車両数調査の際に見受けられたように、県知事の公表内容によっては情報の主たる受け手である県民等にとって、たとえば、県外車両は排除されるべき存在といった誤ったメッセージとして受け取られる可能性があることは予見できたことである。したがって、公表による利益だけでなく公表されることによる不利益についてはより詳細に検討がなされるべきであったと考えられる。

令和2(2020)年4月上旬の時点で、多くの地方公共団体において感染者の立ち寄り先を行政からの情報として公表する際に、公表前に施設側より事前同意を得る機会を積極的に設けていたこと<sup>18)</sup>は、感染者立ち寄り先の施設名公表による利益だけでな

---

<sup>17)</sup> 「社会的スティグマ」とは、ある特定の特徴を持つ個人や集団を、ある特定の病気と誤って関連付けることを指す。感染症流行時には、特定の人々が疾患と直感的に結び付けられることによって、レッテルを貼られ、固定観念を持たれ、差別を受け、阻害され、その社会的地位が損なわれることになる。このような扱いは、病気ではないにも関わらず、ウイルスに接触したと思われる人に対しても、社会的スティグマや差別的な行動を引き起こしてしまうことが問題として指摘されている。(国際赤十字連盟、UNICEF、WHO 合同 COVID - 19 に関する社会的スティグマの防止と対応のガイド 2020 年 2 月 24 日改訂版参照)

[https://extranet.who.int/kobe\\_centre/sites/default/files/pdf/20200224\\_JA\\_Stigma\\_IFRC\\_UNICEF\\_WHO.pdf](https://extranet.who.int/kobe_centre/sites/default/files/pdf/20200224_JA_Stigma_IFRC_UNICEF_WHO.pdf) (最終閲覧日令和6(2024)年1月22日)。

<sup>18)</sup> 朝日新聞令和2(2020)年4月5日朝刊(大阪本社版)17頁参照。

く、公表することによる不利益が生じることをあらかじめ想定した上で、公表に対する同意を得ようとする各地方公共団体の配慮と留意を読み取ることができる。本件控訴審判決は「徳島県内における感染のまん延を防止し、ひいては県民の生命・身体を保護するため、店名の公表により控訴人が受ける不利益を合わせ考慮しても」（本件控訴審判決 13 頁最下段）とする。しかし、本件控訴審判決は利益衡量を判断根拠に用いているものの、本件店名公表による本件飲食店や広く社会が受ける不利益（先述の①～⑤）について具体的に検討がなされているとは言い難く、比較衡量が十分になされているとはいえない。この点において控訴審判決の判断は根拠が欠けていると指摘することができる。

### 3) 公表方法の相当性

O-157 事件（東京）高裁判決は「本件各報告の公表は、なんらの制限を受けないものでもなく、目的、方法、生じた結果の諸点から、是認できるものであることを要し、これにより生じた不利益につき、注意義務違反に違反することがあれば、国家賠償法 1 条 1 項に基づく責任が生じることは避けられない。」<sup>2)</sup>と示すところ、本件控訴審判決も「被控訴人は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るために必要な情報である限り、関係者が同意をしていない場合でも対象となる場所の名称を含めて公表することができるものの、他方で、感染者等の関係者は、当該公表により差別、偏見、風評被害等の不利益を受ける可能性のあることからすると、被控訴人による公表は、何らの制限を受けないものではなく、公表目的の正当性、公表の必要性および公表方法の相当性の諸点に照らして相当なものでなければならず、仮に被控訴人の公表が上記の観点から是認できず、その公表により関係者に何らかの損害が生じた場合には、被控訴人は、当該関係者に対して、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、公表により生じた損害を賠償する責任を負うものというべきである。」（本件控訴審判決 12 頁 10 行以下）と判断しており、概ね O-157（東京）高裁判決と同様の検討方法をとっていることが推測される。

O-157（東京）高裁判決は、厚生大臣による中間報告の記者会見について、対象者に対して『何について』注意を喚起し、これに基づき『どのような行動』を期待し、目的を達しようとしたのかについて検討しているところ、本件店名公表では、徳島県知事による記者会見時の公表内容は「昨日 30 日に発表をさせていただきました県内 20 例目の方に関しまして、26 日の日曜日、立ち寄られた藍住町の飲食店、このお名前であります、同意を頂けました。「王王軒本店」であります。」だけであり、仮にその後に質疑応答がなされているとしても、県知事の発言内容のみでは「何について」注意喚起を行ったか、さらに公表された情報の受け手に「どのような行動」を期待しているかが明確に示されていない。このような公表方法に相当性があると認めることはできず、是認できるものではない。

感染症法 16 条及び基本方針には、情報の公表に際しての事前手続の定めはおかれていない。しかし、公表によって公表された者に対して不利益が確実に生じることに鑑みれば、手続保障がなされるべきである。本件店名公表において必要十分な弁明の機会が設けられていたとは言い難い。事前手続による手続保障が重要であることはすでに判例等でも示されており<sup>19)</sup>、公表される者に対して十分な手続保障がなされていなければ、公表が違法となる可能性は高いと考えられる。

加えて、公表されることによって不利益を受ける者、事業者が存在する（情報提供としての公表とはいえ、公表により本件飲食店が実際に受けた不利益を考慮すると、公表された事業者にとっては結果的に社会的制裁を伴う公表とほぼ同等もしくは制裁的公表以上の結果を甘受せねばならなくなる）ことから、公表によって生じる不利益を最小限度に留めるための手段が尽くされなければならないところ、本件控訴審判決では公表によって生じる不利益を可及的に減少させる注意義務について検討を尽くしているとはいえない。

#### 4. 公表によって生じる不利益を可及的に減少させる注意義務の懈怠

行政による公表については、その目的が情報提供であるか制裁であるかを問わず、公表される者に対する名誉侵害等の予見可能性が存在し、可能な限り損害を回避すべきと解されることから、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と公表し他人の名誉等を不当に侵害してはならないことは当然のことである。この点において、県知事は公表によって生じる不利益を可及的に減少させるべき注意義務も負うと解されるところ、本件店名公表ではこれらを可及的に減少させる行為がなされておらず、このことは、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くしたものとはいえず、国賠法上の違法になりうると考える。

##### 1) 当該飲食店が危険であるとの誤った印象が公衆に形成されることへの抑止が欠如していたこと

本件店名公表より以前に他の地方公共団体によって新型コロナウイルス感染症の感染者が立ち寄り先として施設名が公表された例を見るに、単に施設名を公表するだけではなく「当該施設が保健所の指導の下で施設消毒を終えている」旨も公表内容に含めることで<sup>20)</sup>、公表による信用の失墜、それに伴う風評被害、偏見差別の発生という不利益を減少させる手段、すなわち、当該施設そのものが新型コロナウイルスに汚染さ

<sup>19)</sup> 大阪地判平成 14 年 3 月 15 日（判例時報 1783 号 97 頁）、宇賀克也「行政法概説 I〔第 8 版〕」（有斐閣 2023 年）309 頁その他参照。

<sup>20)</sup> 1 例として大阪市による感染者立ち寄り先の施設名公表の例

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000496481.html> （最終閲覧日令和 5（2023）年 1 月 30 日）。

れた場所であり、危険であるという印象が公衆に対して形成され、偏見差別が形成されることを極力回避する手段がとられていた。本件飲食店店主ならびに従業員は保健所でのPCR検査時に消毒指導を受けている（令和4年2月17日の意見陳述書2頁9行目）にも関わらず、これらの事実が併せて公表されなかつたことは、当該飲食店が危険であるとの誤った印象が公衆に形成されることへの抑止が欠如していたと指摘することができる。

## 2) 情報を得た者に対して良識ある行動の啓発が欠如していたこと

O-157(東京)高裁判決は、公表された情報の受け手に「何について」注意を喚起し、「どのような行動」を期待するかを検討しているところ、本件店名公表では公表された情報の受け手に対して店名を明らかにしたのみで、「どのような行動」を期待しているかは明確に示されていない。県外ナンバー車への調査実施時に、県外ナンバー所有者に対して誹謗中傷や暴言などの逸脱行為が確認されていたことからも、本件店名公表により本件飲食店に対して誹謗中傷などの逸脱行為が容易に起こりうることは本件店名公表当時十分に予見できたといえる。同車両調査実施後に県知事自身が「強いメッセージになりすぎた。冷静な対応をお願いしたい」と県民に冷静な対応を促した先例もすでに認められていたのであるから、本件店名公表（店名公表の社会的相当性は認められないと考えるが、もし仮に社会的相当性があったとしても、店名公表を行うのであれば）を行う際には本件店名公表の情報を得る者に対して、「どのような行動」を期待しているか、すなわち、本件飲食店に対する誹謗中傷や偏見差別などの逸脱行為に発展することがないよう、良識ある行動を情報の受け手に対して求めていることを明確に啓発する必要があった。

## 3) 適切な報道の促しが欠如していたこと

本件飲食店店主は「県知事の記者会見は地元新聞テレビに大きく報道され徳島県民の恐怖の的。」「田舎町ほど県知事の発言は影響力が多大」と述べている（令和5(2023)年5月18日の意見陳述書）。公表による不利益の諸点を踏まえれば、県知事の本件店名公表に際して報道機関に対して店名のみが注目されることがないよう適切な報道を促すことへの注意が喚起されなかつたことも問われる。結果的に7月31日の午前10時頃から記者会見が始まった後に、徳島新聞は同日10時17分頃、徳島県知事が定例会見において感染者が同月26日に飲食をした飲食店の店名が「王王軒本店」であると明らかにした旨の記事を同新聞のWEB版に掲載するに至った（本件控訴審判決19頁8行）。本件控訴審判決は「上記ウェブ記事のみを閲読した者が、本件記者会見全体から情報を得た場合とは異なる印象をもつた可能性は否定できないものの、そのような結果は被控訴人知事の意図したものであるとはいえないし、本件記者会見で採られた手法が格別不合理であるといえない」（本件控訴審判決19頁11行以下）とする。しか

し、当時偏見差別をはじめ風評被害が発生する可能性が高いことは一般的にも十分認識できたのであるから、公権力行使にあたるものとして県知事は報道機関に対して、情報の受け手に誤ったメッセージが伝わることにならない報道を呼びかける注意義務を負っていたといえる。このことは国賠法1条の違法に該当しうると考えられる。これらはいずれも控訴審判決において重要な法解釈問題がなされていないことを表すものである。

### 第3. 結論

以上のように、令和2(2020)年7月31日になされた徳島県知事による本件店名公表は、当時の感染症に基づく偏見差別に関する社会的な動向に鑑みて、公表の社会的な相当性を欠いているだけでなく、公表による利益の比較衡量が十分尽くされていないこと、公表後も公表によって生じる不利益を可及的に減少させる注意義務を欠いていると指摘することができる。本件控訴審判決においては職務上通常尽くすべき注意義務についての判断が尽くされているとはいえない。以上のことから、本件控訴審判決は国賠法1条1項に基づく違法の解釈に誤りがあり、破棄されることが相当である。

以上